（前のページより続き）

特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、日本弁護士連合会平成二十三年度役員就任、企業年金基金変更関係

会社その他

三〇

省　令

○文部科学省令第十四号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第十一条第一項及び第四十条第一項の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月十一日

文部科学大臣　髙木　義明

指定試験機関及び指定登録機関に関する規則（昭和五十八年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中「社団法人日本技術士会（昭和三十四年三月十日に社団法人日本技術士会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本技術士会（昭和三十四年三月十日に社団法人日本技術士会という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の四（同法第百二十条の十八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための収穫共済及び畑作物共済の共済掛金の支払の期限の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年四月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

東日本大震災に対処するための収穫共済及び畑作物共済の共済掛金の支払の期限の特例に関する省令

（収穫共済の共済掛金の支払の期限の特例）

第一条　東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）の全部又は一部をその区域に含む農業災害補償法（以下「法」という。）第十二条第三項に規定する組合等（以下「特定組合等」という。）は、法第八十六条第一項に規定する共済規程等（以下「共済規程等」という。）で定めるところにより、法第百二十条の四に規定する収穫共済の共済関係（平成二十三年産の果実に係るものであって、共済掛金の支払の期限が平成二十三年三月十一日から同年六月二十九日までの間に満了するものに限る。）に係る共済掛金の支払の期限を、同月三十日まで延長することができる。

（畑作物共済の共済掛金の支払の期限の特例）

第二条　特定組合等は、農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条の十九の二の規定にかかわらず、共済規程等で定めるところにより、法第百二十条の十八において準用する法第百二十条の四に規定する畑作物共済の共済関係（平成二十三年産のばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ、ホップ及び春蚕繭に係るものであって、共済掛金の支払の期限が平成二十三年三月十一日から同年六月二十九日までの間に満了するものに限る。）に係る共済掛金の支払の期限を、同月三十日まで延長することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

○政治資金適正化委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年四月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三六一	岩﨑　正夫	二一、四、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一四七九	若林　大幹	二一、一二、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一七九三	岩﨑善四郎	二一、四、二九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一九二五	木島　成實	二二、一〇、一四	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二七二五	藤原　邦宣	二二、五、一八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二九八六	小﨑　忠	二二、一、二九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第百七十五号

千葉市中央区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年五月十一日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば中央区役所又は千葉地方法務局に照会すること。

平成二十三年四月十一日

法務大臣　江田　五月

千葉県千葉市寒川町三丁目二十五番地

石川三次郎

告　示

○政治資金適正化委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年四月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三九〇一	二三、三、二五	長田　徹也
三九〇二	二三、三、二五	中本　薫

○法務省告示第百七十六号

千葉県山武郡九十九里町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年五月十一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば九十九里町役場又は千葉地方法務局に照会すること。

平成二十三年四月十一日

法務大臣　江田　五月

千葉県山辺郡西野村千百六十五番地　川島　茂平